

令和7年3月21日

吉田町議会議長
大石 巖 様

総務文教常任委員会
副委員長 蒔田 昌代

総務文教常任委員会所管事務調査報告書

本委員会で決定した所管事務事項について、調査の結果を下記のとおり吉田町議会会議規則第73条の規定により報告します。

記

- 1 調査事項 重層的支援体制について
- 2 調査の目的 町は、第6次吉田町総合計画第5章の地域福祉の分野において「ともに支え合い、いつまでも住み慣れた地域で暮せるまち」を目指し、施策として地域福祉意識の高揚と活動の推進、福祉ネットワークの強化を掲げており、また、第4期となる地域福祉計画の基本目標2として「だれもが安心して利用できるサービスの充実」を掲げている。
そこで、福祉分野において町民に対する相談支援体制の一層の充実が求められる中、多様かつ複雑化した支援ニーズに対応するための重層的支援体制の現状と課題を調査・研究する。
- 3 期間 調査・研究が終了するまで
- 4 調査の経過 別紙のとおり
- 5 調査結果 別紙のとおり
- 6 まとめ 別紙のとおり

4 調査の経過

回	日時	開会 閉会	内 容
第1回	令和6年 6月5日	10:40 11:01	<p>1 所管事務調査について</p> <p>(1) 調査事項：重層的支援体制について</p> <p>(2) 調査の目的：町が行っている重層的支援体制についての現状と課題を調査・研究する。</p> <p>(3) 調査方法：執行部から説明員の出席および資料提出を求め、現状と課題を検証する。</p> <p>(4) 調査期間：調査・研究が終了するまで</p> <p>今後の進め方は、重層的支援体制の取組について、各委員から出た質問事項を踏まえ、7月中旬に福祉課から説明を受けることとした。</p> <p>2 議会閉会中の継続調査について</p> <p>閉会中の継続調査とすることを決定した。</p>
第2回	令和6年 7月25日	9:00 10:48	<p>1 協議事項</p> <p>(1) 福祉課から「重層的支援体制整備事業について」説明を受け、その後、質疑応答を行った。</p> <p>(2) 再質問は正副委員長でまとめ、8月上旬に福祉課に提出し、9月定例会中に回答を得ることとした。</p>
第3回	令和6年 9月18日	9:00 11:25	<p>1 協議事項</p> <p>(1) 福祉課から「重層的支援体制・町や社会福祉協議会の取組に関する福祉課への質問事項」について回答を受け、その後、質疑応答・再質問を行った。</p> <p>(2) 今後の進め方については、これまでの説明内容・質問回答に対して、課題点・改善すべき点などについて協議を行うこととした。</p> <p>2 議会閉会中の継続調査について</p> <p>閉会中の継続調査とすることを決定した。</p>
第4回	令和6年 10月2日	9:00 10:25	<p>1 協議事項</p> <p>(1) 今後の進め方について、これまでの調査から課題を整理し、他市への視察や他の委託機関への聴き取り調査など意見の集約を行った。</p>
第5回	令和6年 11月11日	9:00 10:03	<p>1 協議事項</p> <p>(1) 重層的支援体制の構築・その取組みについて、担当課へ提出する質問の内容整理と文言修正を行った。</p> <p>(2) 今後の進め方について、令和7年1月は報告書作</p>

			成のためのまとめを行い、2月は報告書の作成と文言の整理を行い、3月定例会において報告することとした。
第6回	令和6年 12月6日	9:00 10:30	<p>1 協議事項</p> <p>(1) 重層的支援体制の構築・その取り組みについて、担当課へ提出した質問事項の回答をもらい、その後、再質問を行った。</p> <p>(2) 重層的支援体制の先進的地域となる焼津市・函南町・長泉町・小山町の取組についての資料を確認し、協議した。</p> <p>(3) 今後の進め方について、令和7年1月は報告書作成のためのまとめ(案)を協議する。意見集約のため、事前に委員長がフォーマットを作成・送付し、委員が意見を提出。提出は1月初旬までとした。</p> <p>2 議会閉会中の継続調査について 閉会中の継続調査とすることを決定した。</p>
第7回	令和7年 1月10日	8:55 10:45	<p>1 協議事項</p> <p>(1) 報告書作成のためのまとめ原案について、提案や要望に分け、文言の整理を行った。</p> <p>(2) 今後の進め方については次回の委員会は報告書(案)について協議し、3月定例会中に決定、最終日に報告することを決定した。</p>
第8回	令和7年 2月28日	10:00 12:30	<p>1 協議事項</p> <p>(1) 報告書(案)について内容の確認を行った。</p> <p>(2) 3月定例会中の委員会開催について協議した。</p>
第9回	令和7年 3月13日	9:00 11:05	<p>1 協議事項</p> <p>(1) 付託された請願の内容の確認を行った。</p> <p>(2) 報告書(案)について内容の確認を行った。</p>

5 調査結果

重層的支援体制整備事業については、①相談支援(属性を問わない相談支援、多機関協働による支援、アウトリーチ等を通じた継続的支援)②参加支援③地域づくりに向けた支援の3つの支援を一体的に実施することが必須とされている。

当委員会では、第4期地域福祉計画・第4期地域福祉活動計画のなかで担当課から提出された資料の事業評価シート(令和5年度)に基づき、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する重層的支援体制について各施策の調査を行った。

結果概要は以下の通り。

(1) 包括的な相談支援体制の整備

① 要旨（目的・趣旨）

健康、介護、障害、子育て、生活困窮など複合的な問題や悩み事が相談できるワンストップ相談窓口の周知啓発を図る。各課や関係窓口に出向くなど、相談者の目線に立った助言や手続きなどを行う。

② 実績(令和5年度)

ア 福祉課と社会福祉協議会のワンストップ相談窓口において、複合的な悩みに対し、相談対応を行っている。相談内容に応じて、関係機関と連携し支援を行っている。(関係する課は健康づくり課・こども未来課・学校教育課・都市環境課等)

〈ワンストップ相談窓口〉

【多機関の協働による包括的支援体制構築事業】

新規相談件数：64件、継続相談件数：88件(合計152件)

【参加支援】

新規相談件数：0件、継続相談件数：0件(合計0件)

【アウトリーチ】

新規相談件数：3件、継続相談件数：52件(合計55件)

「高齢・障害連絡会」：個別支援会議11回開催

③ 福祉課への質問と回答

Q 町の福祉窓口、社会福祉協議会、包括支援センターの関係性と役割分担は。

A 包括は主に65歳以上の高齢者の総合相談窓口、介護・認知症など。社会福祉協議会は生活困窮の相談が多い。内容で判断し連携している。どこへ行ってよいかわからないときは福祉課。

Q 計画書22ページのアンケート結果に、現在の相談支援体制について「わからない」が72.9%となっていることが問題だと思うが対応は。

A まずは広報に掲載している。目につく形で知らせる必要がある。カウンターに表示もある。民生委員児童委員など関係機関にも周知している。

Q ワンストップ相談窓口の関係機関として税務課は入っているのか。

A ワンストップ相談窓口で受けた相談内容により、担当課につないでいる。

Q ワンストップ相談窓口に寄せられる相談はどのような内容のものが増えているのか。

A 障害や生活困窮に関する相談が多い。例年同様の傾向がみられる。

Q アウトリーチを通じた支援とは？

A 個別宅に伺って行う支援をしていく中で、既存の制度にない狭間にいる人たちや問題を抱えている人たちへの支援のことである。

Q 各市町の重層的支援体制の特徴、共通のケースはあるのか。

A 各市町で行うので独自の取組となっている。既存のものを使って創意工夫する。焼津は体制ができています。令和5年度中は函南町が立ち上げた。統一的でなく、各市町でできる形でやっている。

④ 各委員から出された当該事業に対する課題等

- ・ 町が取り組む重層的支援体制整備事業に関係する機関、またその関係機関の役割を明確にした全体イメージ図を構築すること。
- ・ より良い支援に繋げるため関係機関との情報共有の機会を充実させること。

(2) 民生委員児童委員の活動の充実と連携

① 要旨（目的・趣旨）

住民の福祉増進を図る民生委員児童委員協議会活動の充実を図る。身近な相談役である民生委員児童委員と連携し、福祉ニーズの把握に努め、迅速かつ適正な対応を図る。

② 実績(令和5年度)

ア 毎月定例会を開催し、情報共有を行っているほか、認知症サポーター養成講座やゲートキーパー養成講座等を実施した。民生委員児童委員からの情報をもとに、関係機関による支援につなげている。

イ 毎月1回運営委員会、定例会を開催(全体研修5回、部会別研修3回、地区別研修4回)

ウ 各部会及び地区において地域福祉活動を推進。

エ 避難行動要支援者名簿の訪問調査。

オ 県外視察研修を実施。

カ 定例会や給食サービスの実施を通して民生委員児童委員と福祉課が連携しての相談ニーズを把握している。

必要経費（令和5年度決算額）：

民生・児童委員活動費 631万2千円

③ 福祉課への質問と回答

Q 民生委員児童委員の業務が増えていると認識しているがその対策は。

A 各民生委員児童委員は、毎年9月から11月に高齢者実態把握調査を実施している。その調査の簡素化を進め、負担軽減を図っている。

Q 民生委員児童委員の欠員は。

A 2地区で欠員が生じている。対応として自治会と相談している。

Q 全国的に人口減少や高齢化、過疎化などで成り手不足が顕在化していると認識している。その対策は。

A 委員の活動を広く周知し、町民の理解を深めていく。なお、県が定める選任基準において再任の年齢要件が撤廃された。

④ 各委員から出された当該事業に対する課題等

- ・ 民生委員児童委員は不登校児童など、児童の相談が増え、複雑化してきているのではと危惧する。関係機関との連携を深め、民生委員児童委員が安心できるように一人でも学べる環境づくりへと働きかけてほしい。
- ・ 活動手当も必要であり、委員の充足を地域任せにしないこと。
- ・ 民生委員児童委員は活動が多面化し、多忙となっている。やりがいを持ってもらうことと併せて、業務の効率化により負担軽減を図る必要がある。
- ・ 個人情報保護の規制が民生委員児童委員活動に影響がある。行政との連携により、活動しやすい環境を構築すること。

(3) 各種活動団体のネットワーク構築

① 要旨（目的・趣旨）

町内や広域での福祉サービスに携わっている組織や活動団体とネットワークを深めることにより、それぞれの活動の充実を図る。また、法改正等に伴う新制度や新たなサービスの取組などについても連絡を行い、即応できる体制づくりを強化する。また、町内にある社会福祉法人との連絡を密にして協力体制を構築する。

② 実績(令和5年度)

ア 社会福祉協議会を通じて活動団体の支援を行い、個々の活動の充実を図っている。

イ 各種事業の関わりや支援を通じて、情報共有を行なった。

各種活動団体：自治会連合会、民生委員児童委員協議会、身体障害者福祉会、さわやかクラブ連合会、女性団体連絡協議会、ボランティア連絡協議会

ウ 高齢者見守りネットワーク連絡会を開催し、高齢者の孤立防止及び異変の早期発見等を日常的に行なえる体制を整えた。新たに2社を協力事業所として登録することができた。

③ 福祉課への質問と回答

Q 社会福祉協議会を通じて行う活動団体の支援は。

A 社会福祉協議会が実施している「福祉団体活動助成事業」に対して、町から補助金を交付している。

Q 福祉団体との連絡・協議はどのような形で行われているのか。

A 町は、福祉団体の行事等への支援を随時行う中で、必要な情報を共有している。協議は、主として社会福祉協議会が各団体と行っている。

④ 各委員から出された当該事業に対する課題等

- ・ 町や社会福祉協議会は、個々の団体との連携はとれているが、重層的支援体制を構築するために各種活動団体間の情報共有が必要である。

6 まとめ

国の重層的支援体制整備事業の一つである「相談支援」については努力が伺えるが、「参加支援」には担当部署との連携や体制整備が不十分である。

体制整備には、庁内関係部署を一元的に統括する役職のもとに関係機関・団体（社会福祉協議会・民生委員児童委員など）との調整機能が欠かせない。併せて、より効率的運営のために関係機関・団体の担当者による情報共有と意識改革を行う必要がある。

重層的支援体制の構築は、他市町の事例を参考にして、当町の状況にあったものにしていくことが必要だと考える。既存の組織、制度を活用し、早期に重層的支援体制が構築されることが望まれる。